



うちだっ子

重点目標 自分^{いち}一 で みんな^{いち}一 【校長：田中正信】

今回の学校だよりは、校長として『子供を守ること』、『教職員を守ること』の観点からの内容です。少しかたい文章ですが、地域に誇れるうちだっこを育てる職員が、信頼を高め、誤解をまねくことがないために、日々徹底して取り組んでいることをお伝えします。

2026年12月25日 『子ども性暴力防止法』がスタートします。

法については詳しく触れませんが、報道等でご承知のとおり、教職員の不祥事があったことも法の成立の背景の一つであるかと思います。

これまでも国や県、そして菊川市教育委員会から『信頼される教職員に向けて』様々な研修等の取り組みの指示がありました。当然、それらを確実に実施し、本校における共通ルールも作成し、職員共通理解事項として取り組んでいるところです。

今回、左記の法の成立を受け、改めて保護者・地域の皆様に、本校における生徒指導にかかるルールをお示ししたいと思います。

<内田小学校職員の生徒指導に係る共通ルール>

Ⅰ 児童との携帯電話での連絡及びメール・SNSの使用について

【教員と児童との連絡先等の交換を禁止】

(1) 平日における電話連絡について

- ア 児童へ連絡を行う場合は、保護者の携帯電話又は固定電話に連絡を行う。連絡が取れない場合、保護者以外の緊急連絡先の電話に連絡をとる。
- イ 児童からの連絡は、保護者から学校の電話に連絡するよう指導する。
- ウ 緊急の連絡を必要とする場合、又は児童の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に児童の居場所等を特定する必要がある場合は、この限

りではない。

(2) 休日等に携帯電話・メール・SNS を使用する場合について

ア 教職員と児童の間で携帯電話・メール・SNS 等で、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。

イ 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明するなど、保護者から誤解を受けないように努めることとする。

2 児童との面談や相談等の実施方法について【密室での面談等を禁止】

(1) 児童との面談や相談等は、原則として電話（携帯電話を含む）やメール・SNS を使用して行わない。

(2) 原則として校内又は保護者在宅時の児童宅で実施する。

(3) 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し透明性を高める。

特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。

(4) やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 個人所有端末の利用について【私用の携帯電話等の持ち込みを禁止】

ア 教職員は、個人所有のスマートフォン等を児童の活動場所へ持ち込むことは行わない。ただし、緊急時対応等の使用に限り、管理職の許可を得た場合はこの限りではない。

イ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

4 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、自家用車には児童を乗車させない。ただし、緊急等の場合を除く。

今後も、内田小の全職員で、子供たちの安心・安全な学校生活に努めてまいります。
目指すは『子供も、大人も 明日も行きたくなる学校』です！
引き続き、保護者の皆様・地域の皆さんのあたたかなご支援・ご協力をお願いします。